

随意契約理由書

件名	神戸市防災行政無線デジタル同報系拡声子局増設他工事	
契約の相手方	三菱電機株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号	
随意契約の理由	<p>本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工された防災行政無線設備の増設他工事である。神戸市の防災行政無線は危機管理センター内に基幹部である親局が設置されており、親局から避難情報等を発信すると、神戸市内各所に設置されている中継局、子局により神戸市内一括または選択範囲に放送できる。本設備は、三菱電機(株)が独自技術により全体システムを構築したものであり、一括または選択放送に対応できる子局増設は三菱電機(株)でなければ施工不可能である。</p> <p>上記請負人は平成28年に防災行政無線設備の一切について、三菱電機(株)から事業譲渡を受けている。</p> <p>以上の理由により、上記請負人と随意契約することとする。</p> <p>参考：子局増設状況 24年度32箇所、25年度2箇所、26年度6箇所、27年度9箇所、28年度4箇所、29年度4箇所</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課電気係	(電話番号 内線952-6522)